# あざみ野第二小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定(令和2年4月14日改定)

# 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

# 〇いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 〇いじめ防止等に向けての基本理念

### 《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会 全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

以上の様な基本理念のもと、本校では児童一人ひとりが「安心して」「豊かに」生活できる環境を実現するため、文部科学省及び横浜市基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに「あざみ野第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

# 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

基本構成員 = 校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育担当教諭 ※月1度開催(定例会議)の「いじめ防止対策委員会」は

児童指導委員会メンバー(児童支援専任・各学年主任・個別支援級担当教諭)で構成される。

※必要に応じて心理や福祉等の<u>専門家【カウンセラー、SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)等</u>の参加を 求める。

### ○委員会の運営

- •いじめ防止対策委員会は**常設し、月一度の定例会を実施し、**教職員間の情報共有を行う。
- <u>いじめの疑いがある段階で</u>、直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの早期解決に向けての 方策を検討・実施する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、<u>会議録を作成・保管</u>し、進捗 の管理を行う。

# 〇委員会の活動内容

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・教員間の情報共有体制整備
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在、及び活動を児童及び保護者に周知・日頃からの保護者との連携、情報共有

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置(各担任・児童支援専任教諭・養護教諭が基本的な窓口)
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・いじめ<u>(「疑い」を含む)</u>を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直 し(PDCAサイクルの実行を含む)

# 3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

- ①いじめの未然防止 (⇒マークは具体的取組)
  - i 教員一人ひとりの授業力向上による「分かる・楽しい授業」の実践
    - ➡ 児童の満足感・自尊感情を高めるため、

校内重点研・メンター研等を通して教員一人ひとりのスキルアップをめざす。

- ⇒ 全校体制でユニバーサルデザインを取り入れた学習環境整備を実施し、どの子にもわかりやすい授業をめざす。
- ii 児童の主体的な取組の支援
  - ➡ 児童学校生活向上委員会を中心とした「全校挨拶運動」を通して、

誰もが「楽しく学校に通える雰囲気づくり」を行う。

【年間 継続実施】

⇒ 児童会や児童集会委員・運動委員を中心とした「縦割り活動」を充実させることにより、

異学年との豊かな関わりのある集団作りに取り組む。

【なかよし交流タイム 年間 全8回実施】

- iii 人権教育・道徳教育の推進
  - ➡ 普段の道徳授業や「人権週間」の取組などを活用し、児童一人ひとりの人権意識を高める。
- iv 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
  - ⇒ 横浜プログラムを活用した授業を学校全体で実践していく。
  - ⇒ 横浜プログラムの効果的な活用のための教員向け研修を年間で数回実施していく。 【年間 全2回実施】
- v 学校スタンダード(教師向け~生活指導の指針)の活用
  - ⇒ 学校スタンダードや「学校のやくそく(児童向け~校内ルール)」を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。

### ②いじめの早期発見(⇒マークは具体的取組)

- i いじめの定義理解を含む教職員の研修
  - ➡ 月例実施の職員会議内でいじめ定義理解を含む「ミニいじめ防止研修」を行い、

教職員のいじめ防止への意識を高める。 【年間 全9回実施】

⇒ いじめ事例検討会を実施し、教職員のいじめ対応のスキルアップを行う。

【年間 全2回実施】

- ii いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
  - ⇒ 教職員間の情報共有の推進(児童支援専任を中心とした低・中・高ブロックでの情報共有)

⇒ 定期的ないじめ実態把握アンケートの実施(YPアンケート・学校評価アンケート) 【年5回実施】

➡ 定期的な教育相談の実施(いじめ防止アンケート後の

担任による児童一人ひとりへの聴き取り) 【年5回実施】

- iii インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進
  - ➡ 地域警察署と連携した「サイバー犯罪対策教室」を実施(高学年対象)

【年1回実施】

【常時】

- iv 保護者、地域、関係機関との連携
  - ⇒ 学校説明会等で担任をはじめ、児童支援専任・管理職・養護教諭・カウンセラー等が相談窓口となっていることを保護者・地域へ周知
  - ➡ 担任・児童支援専任教諭による(いじめが疑われる児童・保護者に対しての)定期的な面談・連絡
  - ➡ 児童支援専任教諭による学校カウンセラー・区子ども家庭支援課との情報共有。

## ③いじめに対する措置 (⇒マークは具体的取組)

- i いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
  - ➡ 児童支援専任教諭を中心に、低・中・高ブロックによる迅速かつ正確な事実関係の把握を実施
  - ➡ 把握した情報をもとにいじめ防止対策委員会が中心となり、組織的な対応を実施
  - ➡ いじめ防止対策委員会が中心となり、対応の経過・指導の内容等を正確に記録
- ii 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
  - ➡ 被害児童・保護者のケア、加害児童への指導・保護者への連絡など、

いじめ防止対策委員会が問題解消まで責任をもって対応

- iii 保護者の協力、警察署等関係機関との連携
  - ➡ 必要に応じて外部機関・保護者と連携(青葉警察署・北部児童相談所・療育あおば・学校カウンセラー)

### 《いじめの解消の要件》必須

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

i いじめ解消にいたるまでの具体的取組・支援等

➡ 被害児童 担任・児童支援専任による被害児童との定期的面談

いじめ防止対策委員会を中心とした学校チームによる見守り・声かけ・情報共有

必要に応じて学校カウンセラーとの面談実施(本人・保護者)

→ 加害児童 いじめ防止対策委員会を中心とした学校チームによる見守り・声かけ・情報共有

担任・学年による加害児童の自己有用感の醸成

担任による加害児童保護者との定期連絡

必要に応じて学校カウンセラーとの面談実施(本人・保護者)

⇒ 学校体制 実態把握の強化(面談・アンケートなど)

相談体制の強化

### ⑤教職員等への研修

i いじめの定義理解を含む教職員の研修

➡ 月例実施の職員会議内でいじめ定義理解を含む「ミニいじめ防止研修」を行い、

教職員のいじめ防止への意識を高める。

【年間 全9回実施】

→ いじめ事例検討会を実施し、教職員のいじめ対応のスキルアップを行う。 【年間 全2回実施】

- ii 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用に向けての研修
  - ⇒ 横浜プログラムを活用した授業を学校全体で実践していく。
  - ➡ 横浜プログラムの効果的な活用のための教員向け研修を年間で数回実施していく。 【年間 全2回実施】

### ⑥学校運営協議会等の活用

i 「まちとともに歩む学校づくり懇話会(フォーラムⅢ)」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、 いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、場合によっては協力を求める

# 4 重大事態への対処

# 【重大事態の定義~いじめ防止対策推進法より】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、

<u>心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」</u>(同項第1号)、

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)

とされている。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、<u>直ちに教育委員会に報告</u>する。

〇いじめに関わる重大事態を認知した場合は、本校いじめ防止基本方針 3-3 「いじめに対する措置」に <u>準じて</u>対処・対応していく。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

# ・取組の年間計画(令和2年度)

			具体的な取組							
		月	4	5	6	7	8	9		
	項目	担当者 行事	前期始業式 入学 式 ★地域家庭訪問	新体力テスト	水泳学習開始 ★1年個人面談 ★全校土曜参観	★7月懇談会 夏季休業開始 区水泳記録会	夏季休業等了	総合防災訓練 ★9月個人面談 6年修学旅行 5年宿泊体験学		
児童	月生活目標の周知と反省	児童支援専任 ほか6名		朝会①(5/26) 6月生活目標発 表 6年佐々木	朝会③(6/30) 7月生活目標完 表 5年八田	朝会④(7/20) 夏休みの生活 専任 板東	朝金⑤(8/27) 9月生活目標発 表 4年佐々木			
	あいさつ運動(学校生活向上委と連動・各ク ラスの運動	児童支援専任 ほか2名		挟捗運動の計画 実施(向上委員 会)			_	***************************************		
	校内の生活ルール整備(学校のきまり 等)	児童支援専任 ほか3名	「R2年度学技のや くそく」金枝配布 スタンダード 敬職 員へ配布・周知	※単枝のやくそく 修正・提案・児童会 教職員周知など				「R2年度単枝のや そく」見宜し①		
	いじめアンケート・YPアンケート 企画・ 運営	児童支援専任 ほか3名			各クラス分布回軸果	いじめ表集はついて				
指導	児童の生活上の課題対応・情報集約・外部機関との連携(警察・児童相談所・子ども家庭支援相談課)	児童支援専任 ほか3名	課題の集勢・対応 の方法提示・学年 への協力など	非行防止敏查開催 3・4・5・6年対 象	生活に関するアン ケート実施の いじめ実業について 集計・報告					
	教職員児童理解・児童指導共通理解	児童支援専任 ほか1名	職員会議内で「い じめ事業」等を中 心に取り上げ金數 職員で共運選解	区事任協議会の事業 まとめフォームを使 う。						
	カウンセラー予約・対応	児童支援専任	カウンセラーのテ 的 情報交換・連携な							
	児童指導研修	児童支援専任 ほか1名	見宣推事情報交換	初期対応研修	児童理解研修	YPアセスメント シートの活用法 <sup>正体</sup>	児童指導研修事業対応演習な			
	区専任教諭協議会(事業のまとめ・市への報告)	児童支援専任	月1 回報告 年1 階〜2 国文料舎・ 市への報告あり							
特別支援	コンサルテーションの企画・運営	特別支援コーディ ネーター			旅館コンサルテー ション 水水学年					
	外部機関との連携(療育センターあおば等)	特別支援コーディネー ター								
	児宣理解・特別支援研修の企画	ゥー 特別支援コーディ ネーターほか1名			児童電祭研修 YPアセスメントシートの 滑用急研修		特別支援研修 (メンター研との進 摘)			
	特別支援教室の企画・計画・運営	特別支援コーディネー ターと児童支援専任	4 月個人面談での取り 出し学習券重調金 将 定金器にて対象児童鉄 定	取り出し計画作成と						
	個別の教育計画・支援計画作成呼びかけ・回収	特別支援コーディネー ターほか1名	個別の教育計画支援計 画の訂正呼びかけ		教育計画支援計 画の回収			支援計画の訂正呼びかけ・回り		
人権教育	人権講話・人権教育7校プロック	人権教育担当ほか1名				ブロック子ども会議 (7月を予定)	区子ども会議	区子ども金譜		
	人権キャラパン	人権教育担当ほか1名		平和教育(被長齢 語)5/23 実施						
	人権標語	人権教育担当ほか1名	1							

☆和2	2年度 あざみ野第二小学校	児重指導・特 T	<sup>†</sup> 別文援•	人権教育的	+间計画	児童支援専任	作成	
		月	10	11	12	1	2	3
	項目	担当者 行事	終業式始業式 4年宿泊体験学習 ★運動会 あざニフェス	★ openschool あざニ 学校評価アンケート 6年市体育大会 3年区音楽会	★ミュージックフェスタ ★12月個人面談 作品展 冬季休業開始	冬季休業終 書き初め展	市学習状況調査 ★新1年生入学説 明会	卒業式 修了式 離任式 学年末休業
児童指導	月生活目標の周知と反省	児童支援専任 ほか6名	朝会® (10/20) 10月生活目標 振り返り 3年種積	朝会⑦(11/10) 11月生活目標 振り返り 2年森脇	朝金郡(12/1) 人権朝金 12月生活員福発表 1 年大原 朝金取(12/25) 冬休みの生活 領京	朝会(10)(1/7) 1月生活目標発 表 6年佐々木孝	朝会(1) 2月生活目標発 表 5年八田	修了式(3/25) 春休みの生活 専任 板東
	あいさつ運動(学校生活向上委と連動・各ク ラスの運動	児童支援専任 ほか2名						
	校内の生活ルール整備(学校のきまり 等)	児童支援専任 ほか3名	体育時の上着の種類 提示(回表~全校記 市・掲示)		「R2年度学校のやく そく」見直し②	<b>———</b>		「R3年度学校のや そく」印刷 スタンダード 敬職 用印刷
	いじめアンケート・YPアンケート 企画・ 運営	児童支援専任 ほか3名	いじめ防止アンケード 実施の いじめ実施について の医き取り等	学校評価児童用アン ケート実施 児童の実施・変化者 各学年で見取る。	いこめ防止アンケー ド興施団 いじめ実施について の間を取り等	YPアンケート 実施の 各クラス分布開新業 を学療養業に反映さ せる。		
	児童の生活上の課題対応・情報集約・外部機関との連携(警察・児童相談所・子ども家庭支援相談際)	児童支援専任 ほか3名	サイパー犯罪対策を 室の実施 ※5・6年対象授業		生活に関するアン ケート 実施② いじめ実態について 集計・報告			
	教職員児童理解・児童指導共通理解	児童支援専任 ほか1名						
	カウンセラー予約・対応	児童支援専任						$\rightarrow$
	児童指導研修	児童支援専任 ほか1名	危機管理演習① (暴力)		危機管理演習② (いじめ)			
	区専任教諭協議会(事案のまとめ・市への報告)	児童支援専任						<b></b>
特別支援	コンサルテーションの企画・運営	特別支援コーディ ネーター				養期コンサルテー ション① 希腊クラスのみ	参加コンサルテー ションで 参加クラスのみ	
	外部機関との連携(療育センターあおば等)	特別支援コーディネー ター						$\rightarrow$
	児童理解・特別支援研修の企画	特別支援コーディ ネーターほか1名						
	特別支援教室の企画・計画・運営	特別支援コ <i>ーディネー</i> ターと児童支援専任	取り出し対象児童の 見直し・後期計画の 実施					
	個別の教育計画・支援計画作成呼びかけ・回収	特別支援コーディネー ターほか1名			支援計画の訂正 呼びかけ・回収		支援計画の次年 度への引継ぎ	
人権教育	人権講話・人権教育7校プロック	人権教育担当ほか1名		人権チャイルドライン(人権勝断)	人権者間の取組の金 間・業業			
	人権キャラパン	人権教育担当ほか1名	人推歓宵(3年対象)		人権課題(株長調 節)人権遺働の最初			
	人権標語	人権教育担当ほか1名			人権機器の作成(金 クラス) 警察指数計			